

第23期 第9回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成30年3月27日(火曜日) 午後3時00分～午後4時00分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階北会議室				
出席委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	及川 末男
	野村 真理子				
	計				6名
欠席委員	五十嵐 堅司				
議事録署名委員	野村 真理子	中岡 亮太			

審議内容

報告第1号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
1	ときわ町 1丁目 13番3	牧場	登録なし	287	■■■市■町■丁目 ■番■■■号 土地家屋調査士 ■■■■事務所 土地家屋調査士 ■■ ■■ (■■■市■■■町 ■■■番地 ■■ ■■)	地目変更の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 及川末男 野村真理子 推進委員 黒坂章
2	ときわ町 2丁目 12番2	牧場	登録なし	271	■■市■■■区■■■ 条■■■丁目■番■■■ -■■■号 土地家屋調査士 ■■ ■■ (■■市■■■区■■■ ■条■丁目■番■ ■-■■■■号 ■■ ■■)	地目変更の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 野村真理子 推進委員 黒坂章 山本まり子

審議結果

原案承認

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 (相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏 名	住 所		
	■■ ■■	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号		
2 届出に係る土地の所在等	所 在・地 番	地 目		面 積 (㎡)
		公 簿	現 況	
	字樽前445番地1	山林	畑	22,399
権利を取得した日	平成24年2月4日			
4 権利を取得した理由	父、■■ ■■ 死亡による相続により取得			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	有 ・ (無)			

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号-1 農用地利用集積計画の策定について
(賃貸借による権利の設定)

整理 番号	29-16	利用権の設定を受ける者		住 所	■■市■■■■番地の■■
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市字■■■■番地■
				氏名又は名称	■■ ■
利用権を設定する土地					設定する利用権
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)		利用権の種類 内 容
苫小牧市字美沢	9番1の内 10番1の内 10番2	畑	190,311.00の内140,213.00 67,416.00の内56,763.00 1,614.44 合計 198,590.44		賃借権 普通畑
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成30年4月1日	平成33年3月31日	■■■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	4月末迄に■■■■ 氏の口座に振込 み		
所有権を移転する土地の所有権を移転する者以外の権原者等					備 考
住 所	氏名又は名称		権限の種類		—
—	—		—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数		
■■ ■■		男	48歳	280日		
設定等を受ける土地の面積(m ²)		設定等を受ける者が耕作又は養 蓄の事業に供している農用地の 面積(m ²)		設定等を受ける者の主たる 経営作目		
農 地	198,590.44	農 地	482,841.76	小麦、大豆、 てん菜、野菜類		
そ の 他	—					
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況	主な農機具の所有状況		
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未 満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男 3人	農業専従者	4人 (人)	—	—	トラクター	11台
	農業 補助者	主として 農業に従 事する者			人 (人)	プラウ
従として 農業に従 事する者		1人 (人)			ロータリー	3台
女 2人					カルチベーター	2台
					スプレイヤー	2台
					コンバイン	2台
					小麦乾燥施設	3台
					他 作業機	一式

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 1

審議結果 原案可決

議案第1号-2 農用地利用集積計画の策定について
(売買による権利の設定)

整理 番号	29-17	所有権の移転を受ける者		住 所	■■郡■■町■■■■■■■■番地	
				氏名又は名称	■■ ■■	
		所有権を移転する者		住 所	■■郡■■町■■■■■■■■番地■	
				氏名又は名称	■■ ■■	
所有権を移転する土地					所有権移転の内容	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	所有権の 登記の有無	対価(円)	円 (円/10a)
字美沢	442番1	畑	2,470	有	■■■■■■■■	■■■■■■■■
	442番3	畑	2,776			
	442番4	畑	2,223			
	442番10	原野	182			
			(7,651)			
所有権の内容					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
利用目的	所有権の 移転時期	対価の 支払方法	対価の 支払期限	引渡し の時期		
採草畑	平成30年4月24日	指定口座に 振込	平成30年4月24日	対価の 支払日	売 買	
所有権を移転する土地の所有権を移転する者以外の権原者等					備 考	
住 所		氏名又は名称		権限の種類		—
—		—		—		

所有権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性別	年齢	農作業従事日数		
■■ ■■		男	69歳	320日		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に 供している農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	7,739	農 地	5,254,860.90	軽種馬		
そ の 他	182					
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男 2人	農業専従者	600人	軽種馬	970	トラクター 他農機具	9台 一式
	主として 農業に従事する者					
女 1人	従として 農業に従事する者					

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

議案第1号-3 農用地利用集積計画の策定について
(使用貸借による権利の設定)

整理 番号	29-18	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■町■丁目■■番■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■町■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字錦岡	536番3の内	畑	9,095の内9,053	使用貸借権	牧草畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成30年4月1日	平成35年3月31日	—	—	使用貸借	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備 考
住 所		氏名又は名称		権限の種類	共有名義
■■■市■■町■丁目■■番■■号		■■ ■■		所有権	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数		
■■ ■■		男	73歳	300日		
設定等を受ける土地の面積(m ²)		設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(m ²)		設定等を受ける者の主たる経営作目		
農 地	9,053	農 地	177,543 (内169,912 m ² は利用集積計画でH30年3月31日まで貸借)	牧草畑		
そ の 他	—					
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員(構成員)	農業従事者(内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	—	肉用牛	40	トラクター ブロードキャスター デスクモア ロータリー レーキ マニアスプレッダー ロールバーラ ラッピングマシーン トラック	3台 1台 1台 1台 1台 1台 2台 1台 2台
	農業専従者					
女	人	農業補助者	1人(人)			

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

議案第1号-4 農用地利用集積計画の策定について
(使用貸借による権利の設定)

整理 番号	29-19	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字錦岡	536番2	畑	5,422	使用貸借権	牧草畑
設定する利用権					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成30年4月1日	平成35年3月31日	—	—	使用貸借	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等					備 考
住 所		氏名又は名称		権限の種類	—
—		—		—	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数			
■■ ■■		男	73歳	300日			
設定等を受ける土地の面積(m ²)		設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(m ²)		設定等を受ける者の主たる経営作目			
農 地	5,422	農 地	177,543 (内169,912 m ² は利用集積計画でH30年3月31日まで貸借)	牧草畑			
そ の 他	—						
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況		
世帯員(構成員)	農業従事者(内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	農業専従者	1人(人)	—	肉用牛	40	トラクター	3台
	農業補助者	主として農業に従事する者				人(人)	ブロードキャスター
従として農業に従事する者		1人(人)				デスクモア	1台
女	農業補助者	1人(人)	—	肉用牛	40	ロータリー	1台
						レーキ	1台
						マニアスプレッダー	1台
						ロールベアラ	2台
						ラッピングマシーン	1台
						トラック	2台

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

議案第1号-5 農用地利用集積計画の策定について
(賃貸借による権利の設定)

整理 番号	29-20	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■■市字■■■■■■■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市 字樽前	128番1	畑	25,608 m ²	賃貸借権	牧草畑
	130番		8,112 m ²		
	131番		31,649 m ²		
	132番		9,917 m ²		
	135番の内		49,722 m ² の内 43,600 m ²		
	136番の内		20,591 m ² の内 10,000 m ²		
	139番		33,355 m ²		
(計 162,241 m ²)					
設定する利用権				利用権設定等促進事業 の実施により成立する利 用権の設定等に係る当 事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法	賃貸借	
平成30年4月1日	平成35年3月31日	■■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	毎年12月末までに ■■■■■氏の口座 に振り込み		
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等				備 考	
住 所		氏名又は名称	権限の種類	—	
—		—	—		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数				
■■ ■■		男	73歳	300日				
設定等を受ける土地の面積(m ²)		設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事 業に供している農用地の面積(m ²)		設定等を受ける者の主たる 経営作目				
農 地	162,241	農 地	177,543 (内169,912 m ² は利用集積計画で H30年3月31日まで貸借)	牧草畑				
そ の 他	—							
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況			
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量	
男	1人	農業専従者	1人 (人)	—	肉用牛	40	トラクター	3台
		農業 補助者	主として 農業に従 事する者				人 (人)	ブロードキャスター
従として 農業に従 事する者	1人 (人)		デスクモア				1台	
女	人					ロータリー	1台	
						レーキ	1台	
						マニアスプレッダー	1台	
						ロールバーラ	2台	
						ラッピングマシーン	1台	
						トラック	2台	

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果 原案可決

議案第1号-6 農用地利用集積計画の策定について
(賃貸借による権利の設定)

整理 番号	29-21	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■■町■丁目■■番■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市字■■■■■■
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	133 番 134 番 1	畑	5,950 m ² 12,101 m ² (計 18,051 m ²)	賃貸借権	牧草畑
設定する利用権				利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
始期	終期	借賃(円)	借賃の支払方法		
平成30年4月1日	平成33年3月31日	■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)	毎年12月末までに■■■■■氏の口座に振り込み	賃貸借	
利用権を設定する土地の利用権を設定する者以外の権原者等				備 考	
住 所		氏名又は名称		権限の種類	
-		-		-	

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数		
■■ ■■		男	73 歳	300 日		
設定等を受ける土地の面積(m ²)		設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(m ²)		設定等を受ける者の主たる経営作目		
農 地	18,051	農 地	177,543 (内169,912 m ² は利用集積計画でH30年3月31日まで貸借)	牧草畑		
そ の 他	-					
世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員(構成員)	農業従事者(内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男 1人	農業専従者	1人 (人)	肉用牛	40	トラクター	3台
	農業補助者	主として農業に従事する者			(人)	ブロードキャスター
従として農業に従事する者		1人 (人)			デスクモア	1台
女 人	農業補助者	1人 (人)	肉用牛	40	ロータリー	1台
					レーキ	1台
					マニアスプレッダー	1台
					ロールペーラ	2台
					ラッピングマシーン	1台
					トラック	2台

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 3

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 平成30年度の下限面積(別段の面積)について

【方針】現行の下限面積(別段の面積)30アールの変更は行わない。

【理由】平成29年度の農地利用状況調査において、遊休農地が1筆 3.5ha及び、今年度作付けされず、このままだと遊休農地化してしまうと思われる農地が8筆 6.9haの計9筆 10.4haの未利用農地を確認しており、本市農業の現状から農地法施行規則第17条第2項を適用し、引き続き現行の下限面積(別段の面積)とすることで新規就農の促進と農地の有効利用が図られるものと判断されるため。

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

別紙4 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

別紙5 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について

整理番号	28-8
利用権設定を受ける者	■■■市字■■■■番地 ■■■■■■
利用権設定をする者	■■■市■■町■■丁目■■■-■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
利用権を設定する土地	字樽前171番1 15,721㎡
設定する利用権	賃貸借権
設定の時期	平成29年4月1日～平成30年3月31日
期間満了日	平成30年3月31日

(2) 農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について

許可番号	平成27年3月9日付 苦農委第10号指令
土地の貸主	■■■市■■町■■丁目■■番■■号■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■号■■■■■■
土地の借主	■■郡■■■町■■■■丁目■■ (株)■■■ 代表取締役■■■■■■
土地の所在	苦小牧市字樽前379番3の内 6,409㎡
転用の目的	土砂搬出用取付道路及び資材置場
転用の期間	平成27年3月9日～平成30年3月8日
事業の完了	平成30年3月8日
完了の確認	※当該地は、完了後に引続き同内容での一時転用(3年間)の許可申請が出されており、その際、現地確認を行ったので完了確認は省略した。

(3) 第23期第10回農業委員会総会の開催について 4月27日(金) 午後3時から開催。

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第23期第9回農業委員会総会 議案第1号 受付番号1番
(利用権の設定：所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人： ■■ ■■		譲渡(貸)人： ■■ ■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、■■市において認定農業者として大規模な農業経営をしていて、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事しない家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。		しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は営農実績があり、これまでの経験から農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有しない者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人以外に当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。		適応なし

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第23期第9回農業委員会総会 議案第1号 受付番号2番
 (利用権の設定：所有権移転・賃貸借権設定)

譲受(借)人：■■■■		譲渡(貸)人：■■■■		作成者：■■■■	
法18条の条項	判断の理由			不許可に該当	
第2項第6号 (解除条件)	・譲受人は、長年輕種馬育成、調教等を行っている。			適応なし	
第3項第1号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			しない	
第3項第2号イ (全部効率利用)	・譲受人は■■町及び苫小牧市において長年輕種馬育成の実績があり、保有している機械の能力、作業に従事する家族の状況等からみて、養畜の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものと見込まれる。			しない	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でない。			適応なし	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でない。			適応なし	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でない。			適応なし	
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受(借)人と譲渡(貸)人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。			適応なし	

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

第23期第9回農業委員会総会 議案第1号 受付番号3～6番
 (利用権の設定：使用貸借権(1-3・4)・賃貸借権(1-5・6))

譲受(借)人：■■ ■■	譲渡(貸)人：1-3 ■■ ■ 1-4 ■■ ■■ 1-5 ■■ ■■ 1-6 ■■ ■■	作成者：■■ ■■
法18条の条項	判断の理由	不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者の個人である。	適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているなど、農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。	しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する労働力の状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来ている。	しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・譲受人は、第2項第6号に規定する者でない。	適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受(借)人と譲渡(貸)人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)

都道府県名：北海道
 農業委員会名：苫小牧市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積		1,270	1,270		1,270
経営耕地面積		814	310	4	814
遊休農地面積		4			4
農地台帳面積		1,476			1,476

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	68
自給的農家数	21
販売農家数	47
主業農家数	16
準主業農家数	1
副業的農家数	30

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	82
女性	40
40代以下	15

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	26
基本構想水準到達者	30
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数	8	8	1			2	11
認定農業者	—	3	1				4
女性	—	3				1	4
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,270ha	759ha	59.8%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
20ha	33ha	3ha	165%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	農地貸借について、農業者等と中間管理機構である北海道農業公社、北海道農業会議等と意見交換会を平成30年1月に1回開催し、農地中間管理事業等の周知を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用集積目標20haに対し、集積面積が33haとなり、達成率が165%と目標を超えた。
活動に対する評価	日頃から個別に農業者の状況把握に努めており、農業者の意向を聞くなどこまめな対応を行っている成果が出た。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	1経営体	2経営体	2経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	27ha	15ha	5ha
課題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
2経営体	2経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
20ha	21ha	105%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。
活動実績	農業者等と中間管理機構である北海道農業公社、北海道農業会議等と意見交換会を平成30年1月に1日間開催し、農地中間管理事業等の周知を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入目標2経営体に対し2経営体と目標値を達成でき、参入実績面積目標20haに対しても20haと目標を達成することができた。
活動に対する評価	新規参入面積の目標は達成しましたが、今後も農地利用状況調査等で農地所有者の意向等を把握し、集積への理解を得る活動を継続することが必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,270ha	0ha	0%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あつせん活動の更なる充実が必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		19人	8月～11月	11月～1月
調査方法		市内全域を6調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地について、11月に全農業委員、事務局職員と市担当			
農地の利用意向調査	調査実施時期:12月～1月				
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		19人	8月～11月	11月～1月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	12月～1月	調査結果取りまとめ時期	2月～3月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	1筆	調査数:	筆
	調査面積:	4 ha	調査面積:	ha	
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地は発生しましたが、目標値としては妥当である。
活動に対する評価	遊休農地が発生しましたが、今後も継続して遊休農地が発生しないよう予防対策を講じていく必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,270ha	0ha
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8月～11月)及び農業委員・推進委員等による日常の見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
活動実績	4月以降毎月のように農業委員・推進委員、及び事務局による農地の日常の見回り等を行って、違反転用の未然防止を図っている。
活動に対する評価	現在、違反転用が見られないが今後も日頃の地道な未然防止活動が必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 0件、うち許可 0件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申出書の記載内容を確認するとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を記載の上農業委員会のホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 6件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	許可申出書の記載内容を確認するとともに、複数の農業委員・推進委員及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上農業委員会のホームページにて公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	-			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		2 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		2 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 22件	公表時期 平成30年1月
		情報の提供方法: 苫小牧市農業委員会のホームページにて公表している。	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3件	取りまとめ時期 平成30年3月
		情報の提供方法: 議事録に記載の上農業委員会のホームページにて公表している。	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	1,476ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新。	
	公表: 農地部分の情報については全国農地ナビにて公表。		
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 無 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 無 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：北海道
 農業委員会名：苫小牧市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	68
自給的農家数	21
販売農家数	47
主業農家数	16
準主業農家数	1
副業的農家数	30

	農業者数(人)
農業就業者数	82
女性	40
40代以下	15

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	26
基本構想水準到達者	30
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積		1,270	1270		1,270	
経営耕地面積		814	310	4	500	814
遊休農地面積		4				4
農地台帳面積		1,476				1,476

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	2

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,270ha	727ha	57.3%
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点等について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	20ha	(うち新規集積面積	3ha)
	目標設定の考え方:過去の実績と農業者等の意向から設定			
活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	2経営体	2経営体	2経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	15ha	5ha	20ha
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、認定農業者制度や法人化の利点について、個別訪問等により理解を得て、担い手を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	10ha
活動計画	農地貸借について、農地中間管理事業等の周知を図るとともに、農地所有者の意向把握に努め、新規就農及び経営規模拡大希望者への農地情報提供とあわせん活動を実施する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,270ha	3.5ha	0.28%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と農業者等への制度周知及び相談・あつせん活動の更なる充実が必要。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3.5ha			
	目標設定の考え方:農地所有者、農業委員・推進委員、中間管理機構などが連携を図り遊休農地を解消すること。また、遊休農地を発生させないこと。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		19人	8月～11月	11月～1月
	調査方法	市内全域を6調査区に分け、それぞれ複数の担当農業委員を定めて調査し、調査結果が異なる農地について、11月に全農業委員・推進委員、事務局職員と市担当職員とで調査を実施し判定する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	その他	12月～1月	1月～2月	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,270ha	0 ha
課 題	違反転用への適切な対応を図るため、農業者等への周知と利用状況調査を徹底することが必要。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の活動計画

活 動 計 画	農業者等への周知、農地利用状況調査(8月～11月)及び農業委員、推進委員、事務局職員による日常的見回りにより違反転用の未然防止を図る。不適切な利用状況の農地を発見した場合は、速やかに農業委員と協議を行い、関係者に対して指導を行う。
---------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入